

【治癒証明書が必要な感染症】

保育園に在園するお子さんが特定の感染症にかかった場合、感染症の蔓延を防ぐため、他の園児へ感染する恐れがある期間は登園できません。

登園する際には「治癒証明書」が必要となりますので、医療機関で診察を受け医師に記入してもらったうえで、園に提出してください。

| ※医師の診断を受け、医療機関で治癒証明書に記入してもらう必要がある感染症 | |
|--------------------------------------|--|
| 病名 | 登園の目安 |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過しかつ、解熱した後3日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の席が消失し、全身状態が良好であること (抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う) |
| 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| 風しん | 発疹が消失してから |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺の腫脹(はれ)が消失してから |
| 水痘(みずぼうそう) | 全ての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 結核 | 感染のおそれが無くなってから |
| ヘルペス性口内炎 | 症状が治まり、食事が食べられるようになってから |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | 症状が治まり、且つ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 流行性角結膜炎 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| とびひ | プールに入る場合のみ証明書が必要 |
| ブドウ球菌性熱傷様皮膚症候群 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

* 上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。

* 登園の目安は原則的な基準であり、症状によって異なります。

治癒証明書 (医師記入)

上水ハイジ保育園 施設長 殿

児童氏名 (年 月 日生)

疾患名

上記疾患で治療中でしたが、(治癒 ・ 軽快) したので、

①保育園に登園しても差し支えありません。

②プール遊びをしても差し支えありません。

その他特記事項

上記を証明します。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

